平成２９年（フ）第４１５１号
大阪市旭区高殿２丁目13番１―207号
債務者　平沼明達こと明幸ビルサービスこと尹　明達
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　達史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５４号
札幌市東区東苗穂14条４丁目９番７号
債務者　寺岡　敏明
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８１号
埼玉県川口市大字東本郷1278番地の８　パークエステート306号
債務者　相馬　拓
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
和歌山市市小路65番地１　メゾン紀の川１Ｃ、前住所和歌山市直川779番地９
債務者　紀井　米夫
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　利彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２６号
岩手県遠野市小友町15地割131番地
債務者　佐々木榮子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第６３０号
北九州市八幡東区勝山２丁目７番３―106号
債務者　守田真由美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６５７号
福岡県遠賀郡遠賀町島門14番３号
債務者　伊佐美津子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６２号
北九州市戸畑区幸町６番３号
債務者　安藝　誠治
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３００号
函館市千歳町21番８　202号（住民票上の前住所）
債務者　竹田佳代子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４０７号
愛知県刈谷市東境町新林１番地142　第１新林寮
債務者　江原　祥一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
北九州市八幡西区萩原１丁目１番55―505号
債務者　福島　直
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４８２号
埼玉県川口市大字東本郷1278番地の８　パークエステート306号
債務者　相馬　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２６号
埼玉県富士見市羽沢３丁目５番25号　サンパークフジＡ―205
債務者　千田　美樹（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６３７号
埼玉県所沢市北中２丁目160番地の１　コーポ斉源102
債務者　白土江利子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６４０号
埼玉県所沢市大字中富312番地の３
債務者　小林　惠子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１３３号
名古屋市南区菊住２丁目15番９号　ハイツ菊住102号
債務者　及川　月美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０９号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟820号
債務者　栗澤　末子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７４９号
愛知県東海市荒尾町勝山３番地　４棟506号
債務者　新川　理砂
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部